

外国証券情報

ソシエテ・ジェネラル

米ドル建て Additional Tier1 永久社債 5.375%

(債務免除特約および劣後特約付)

1 発行者情報

- (1) 発行者の名称
ソシエテ・ジェネラル (Société Générale)
- (2) 発行者の本店所在地
- (3) 発行者設立の準拠法、法的地位および設立年
- (4) 決算期
- (5) 事業の内容
- (6) 経理の概要

※(2)～(6)については下記ご案内の手順で「有価証券報告書」をご参照ください。

<外国会社報告書・有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

ホームページアドレス：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

- ① トップページ画面左手[書類検索]をクリック
- ② 書類簡易検索画面で「提出者／発行者／ファンド」に『ソシエテ・ジェネラル』と入力、
「書類種別」で『有価証券報告書』にチェックして[検索]ボタンをクリック

または

- ① トップページ画面左手[書類検索]をクリック
- ② 表示された画面左手[検索]メニュー内の[書類詳細検索]をクリック
- ③ 書類詳細検索画面で「提出者 EDINET コード」に『E05835』と入力、「書類種別を指定する」で
『有価証券報告書』にチェックして[検索]ボタンをクリック

<発行者その他これに準ずるものにより公表されているホームページ>

ホームページアドレス：<https://www.societegenerale.com/en>

(※英語表示のウェブサイトになります)

2 証券情報

(1) 有価証券の種類および名称

ソシエテ・ジェネラル 米ドル建て Additional Tier1 永久社債 5.375%

(債務免除特約および劣後特約付)

(2) 発行地および上場市場

発行： ユーロ市場

上場市場： フランクフルト証券取引所等

(3) 発行日

2020 年 11 月 18 日

(4) 発行額

15 億ドル (2025 年 4 月末現在)

(5) 利率および利率の決定方法

① 2030 年 11 月 17 日まで

固定利率： 年率 5.375% (ISMA-30/360)

② 2030 年 11 月 18 日以降

変動利率： 5 年米国国債 + 4.514% (ISMA-30/360)

(注) 極端に財務状況が悪化した場合等、利金が支払われないことがあります。一旦、支払われなかった利金は、次回以降に合算して支払われることはない(非累積型)。

(6) 利金支払日

年 2 回 (毎年 5/18、11/18、休業日に当たる場合には翌営業日)

(7) 償還期限

なし

(8) 繰上償還

2030 年 11 月 18 日以降 2170 年 11 月 18 日まで 5 年毎に発行体の任意で繰上償還可能。また、税制が変更された場合、法制度が変更されたなどには、発行体の任意で繰上償還可能。

(9) 繰上償還金額および繰上償還金の決定方法

額面の 100%

(10) 劣後特約

発行体に破産手続開始、会社更生または民事再生手続開始の決定など、一定の事由(以下「劣後事由」という)が発生した場合、上位債務(普通社債の社債権者を含む)と比べて、元利金の弁済順位が劣後することを定めた特約をいう。劣後事由が発生した場合、発行体の上位債務の債権が全額弁済等されるまで本劣後債券の元利金の支払は行われない。

(11) 債務免除特約

損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由(以下「債務免除事由」という)が発生した場合、本劣後債券の投資元本の全部または一部が資本に組み入れられて、あるいは株式に転換されて、損失の吸収がなされることを定めた特約をいう。「損失吸

収事由」とは、本劣後債券の発行者が破綻していなくても、普通株式等 Tier 1 比率（CET1 比率）が 5.125%を下回った場合をいう。「実質破綻事由」とは、本劣後債券の発行者が破綻していなくても、発行者または保証者が存続不可能（実質破綻）にあるとの規制当局の判断により元本の償却を命じられた場合や政府が特別な支援を実施した場合などをいう。「倒産手続開始事由」とは、破産手続開始、更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定あるいは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合をいう。

(12) 受託会社または預託機関

預託機関： ユーロクリア、クリアストリーム、DTC

(13) 担保または保証に関する事項

特になし

(14) 他の証券との弁済順位の関係

本劣後債券は、一般の上位債務およびその他の劣後債に劣後し、株式資本の中で最上位の優先株式と実質的に同順位（Tier1）として扱われ、普通株式にのみ優先する（劣後特約）。

(15) 発行、支払および繰上償還に係る準拠法

英国法（他の証券との弁済順位の関係の事項のみフランス法）

3 「証券情報等の提供または公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

該当ありません。

外貨建て Additional Tier1 永久社債

(債務免除特約および劣後特約付) の投資に関するリスクについて

※以下は本劣後債券の投資に関する主なリスクであり、リスクを網羅するものではありません。
投資判断をされる際には、必ず契約締結前交付書面および投資確認書等をご確認ください。

【価格変動リスク】

本劣後債券の価格は、取引市場における需給関係、発行者の財務・経営・信用状況の変化、金融市場（金利およびクレジット市場等）の動向、その他の要因等により変動することから、投資元本を割り込む可能性があります。

【為替変動リスク】

本劣後債券は、外国為替相場の変動により、円に換算した利金の受取金額は変動します。また、売却時あるいは繰上償還時の円に換算した受取金額が、外国為替相場の変動の影響を受けることにより変動し、投資元本を割り込む可能性があります。

【信用リスク・資本再構築発生リスク】

本劣後債券は発行者の経営・財務・信用状況の変化、あるいはこれらに対する外部評価の変化等によって価格が変動することにより、投資元本を割り込む可能性があります。また、本劣後債券は発行者の経営・財務・信用状況が極端に悪化した場合等、本劣後債券の発行者が破綻していなくても、普通株式等 Tier1 比率（CET1 比率）が一定の水準を下回った場合、本劣後債券の発行者が破綻していなくても、発行者あるいは保証者が存続不可能（実質破綻）にあるとの規制当局の判断により元本の償却を命じられた場合や政府が特別な支援を実施した場合、または発行者に破産手続開始、会社更生もしくは民事再生手続開始が決定された場合は、投資元本の全部または一部が資本に組み入れられて、あるいは株式に転換されて損失吸収等に充てられることになるため、元本の全部または一部が毀損するまたは普通株式に転換されるリスクがあります。

【投資格付に関するリスク】

本劣後債券は、その商品性から、同じ発行者で発行体格付は同じであっても、証券格付は普通社債をはじめとしたその他の債券と比較して、数段階低い格付となります。したがって、発行体格付は投資適格格付であっても、証券格付は投資不適格格付となっているケースが多々あります。証券格付が投資不適格格付の場合、投資適格格付の債券と比較して、信用リスクおよびそれに関連するリスクがより高いといえます。

【低い弁済順位に関するリスク】

本劣後債券は、国際決済銀行（BIS : Bank for International Settlements）の定めた銀行の自己資本比率に対する規制の中で使われる概念において、もっとも弁済順位の低い普通株の

次に低いその他 Tier1（優先株、優先出資証券、永久劣後債など）に分類され、かつ、優先株などと同順位でその他の永久劣後債に対しても劣後する弁済順位に位置付けられています。したがって、本劣後債券の発行者に信用リスクが生じた場合、発行者の上位債務の債権が全額弁済等されるまで本債券の元利金の支払は行われず、また、債券の中では最も優先的に投資元本の一部または全部が毀損されることに留意が必要です。

【利率変動リスク】

本劣後債券の利率は、当初一定の期間については固定利率となっていますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動します。

【利払い取り消しに関するリスク】

本劣後債券は、あらかじめ固定利率および変動利率が示されていますが、それら利率の通りに支払われることが保証されているものではなく、発行者の業績をはじめとした財務・経営・信用状況等の変化等によっては、発行者の任意で利金が支払われないことがあります。支払われなかった利金は、以降支払われることはありません。

【流動性リスク】

本劣後債券は株式等と同様に満期はなく、換金を希望する際には原則として当社を相手方として店頭市場における相対取引でご売却いただくことになります。売却するにあたり、市況動向や売却金額によっては売却を希望する際に必ずしも換金できないこと、また、それにより損失拡大の回避ができずに不利益を被る可能性があります。また、売却できた場合でも、売却価格によっては、投資元本を割り込む可能性があります。

【発行者による繰上償還リスク】

本劣後債券は、発行者が、初回コール日以降のあらかじめ決められたコールの権利行使可能日においていつでも、発行者の任意で償還させる権利を有しています。また、税制が変更された場合、法制度が変更されたなどには、発行者の任意で償還させる権利を有しています。繰上償還価格は、発行価格（額面価格 100%。買付価格とは異なります。）となりますので、オーバーパーの価格で買付している場合、償還金額（外貨ベース）が投資元本（同）を割り込む可能性があります。

【カウンターパーティーリスク】

本劣後債券の発行者、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、利払金支払いの遅延、もしくは証券の中途売却に支障が生じる場合があります。

お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本劣後債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
- ◎ 英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。
➤ <https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

無登録格付について

本資料において使用される格付けについて、以下に掲げる当該信用格付付与者は金融商品取引法第 66 条の 27 の登録を受けておりません。無登録格付に関する留意点につきましては、無登録格付に関する説明書をご覧ください。

「ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)」、「S&P グローバル・レーティング (S&P)」

J トラストグローバル証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 35 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【本資料のご利用に当たってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定に当たっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。